

新型コロナウイルスワクチン接種について

◆大規模改修に伴う窓口の移転先

令和4年6月から令和5年3月までの期間、健康センター大規模改修工事を行います。休館期間中の窓口の移転先は、コミュニティプラザひまわり(下清戸1-212-4)3階会議室3です。

◆コールセンターの受付時間変更

5月31日(火)まで	6月1日(水)から
午前9時～午後6時30分	午前9時～午後6時

◆4回目接種

対象者は、①60歳以上の方②18歳以上で基礎疾患を有する方・その他重症化リスクが高いと医師が認める方です。接種券は、3回目接種から5か月経過した対象者に送付します。また、対象者②のうち1・2回目接種券の早期発送申請をしている方は4回目接種券を自動的に発送します。1・2回目接種券の早期発送申請をしていない方は申請が必要となります。申請方法は詳細が決まり次第、市報や市ホームページなどでお知らせします。接種会場や予約については接種券発送時の同封物をご覧ください。

◆ワクチンの接種状況(5月5日現在)

区分	1回目接種済み	2回目接種済み	3回目接種済み
高齢者	92.9%	92.6%	86.6%
12～64歳	87.1%	86.6%	50.8%
5～11歳	19.2%	16.5%	—

問清瀬市新型コロナウイルスワクチン接種専用コールセンター ☎042-497-1507(土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後6時30分) 最新情報は市ホームページで確認できます



施設の指定管理者を募集します

市では、清瀬市コミュニティプラザ等施設及び清瀬市立清瀬内山運動公園等施設の管理運営事業を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法の規定に基づき、各施設の指定管理者を募集します。

①清瀬市コミュニティプラザ等

【募集対象施設】 清瀬市コミュニティプラザ、清瀬市生涯学習センター、清瀬市立竹丘地域市民センター、清瀬市立中清戸地域市民センター、清瀬市立中里地域市民センター、清瀬市松山集会所、清瀬市竹丘集会所

②清瀬市立清瀬内山運動公園等

【募集対象施設】 清瀬市立下宿地域市民センター(清瀬市立市民体育館を含む)、清瀬市立下宿運動公園(広場・下宿市民プール)、清瀬市立清瀬内山運動公園(野球場・サッカー場・テニスコート・駐車場・駐輪場)、清瀬市立下宿第二運動公園(野球場)、清瀬市立中央公園(テニスコート)、清瀬市立下清戸運動公園(テニスコート)

【指定期間】 令和5年4月1日(土)～令和

和10年3月31日(金)(5年間。ただし、生涯学習センターのみ令和8年3月31日(火)までの3年間)

【指定管理者の指定】 いずれも令和4年12月下旬に議会の議決を経て指定(予定) **【募集要項・申請書等の配布】** ① いずれも5月17日(火)から31日(火)までの平日午前9時～午後4時 ② 生涯学習スポーツ課(市ホームページからはダウンロードできません)

【応募書類の提出】 いずれも6月1日(水)から30日(木)までの平日午前9時～午後4時に生涯学習スポーツ課窓口へ ① 清瀬市コミュニティプラザ等施設の指定管理者については生涯学習スポーツ課生涯学習係 ☎042-497-1815、② 清瀬市立清瀬内山運動公園等の指定管理者については生涯学習スポーツ課生涯スポーツ係 ☎042-497-1816 ※応募資格や対象施設の詳細など詳しくは、市ホームページをご覧ください。



①について



②について

「渋谷金太郎前市長お別れの会」を行います

2月14日に逝去された渋谷金太郎前市長を偲んで、お別れの会を行います。当日は会場に献花台を設置し、皆さまの献花を受け付けます。ご来臨の際はマスク着用のうえ平服でお越しください。

☎5月22日(日)午前11時～正午
場市役所本庁舎1階(中里5-842)
問未来創造課マネジメント係

☎042-497-1807

※献花用の花は会場に用意しています。
※御香典、御供花などのご厚志につきましては、謹んでご辞退申し上げます。なお、弔電につきましては、未来創造課マネジメント係にてお受けします。

児童手当・特例給付の制度が一部変更になります(令和4年6月分[10月支給分]から)

現況届の提出が原則不要になります
支給に係る所得上限額が設けられます

◆現況届は原則不要

これまで、毎年6月に現況届をご提出いただいていたましたが、受給者の利便性の向上・事務手続きの簡素化などの観点から、受給者の現況を公簿などで確認することで、児童手当・特例給付(以下、児童手当等という)の現況届の提出が原則不要となります。

※自治体によっては、これまでどおり提出が必要な場合がありますので、転出される際は転出先の自治体へお問い合わせください。

※令和2年度及び令和3年度の現況届が未提出の方は提出が必要です。

※次の①～⑤の方は、引き続き現況届の提出が必要です。

①配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が清瀬市と異なる方②支給要件児童の戸籍や住民票がない方③離婚協議中で配偶者と別居している方④法人である未成年後見人、施設等の受給者の方⑤その他、清瀬市から提出の案内があった方

※現況届の提出が必要な方で、提出がない場合は、6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

【現況届提出期間】 提出が必要な方には、令和4年5月末に別途郵便にてお知らせします。

◆所得上限額の創設

令和4年6月分(10月支給分)から、児童を養育している方の前年(1月～5月分)の手当の場合は前々年度)の所得が下表の②を超過した場合、児童手当等は支給されません。所得が下表の①以上②未満の場合、特例給付(児童1人当たり月額一律5,000円)が支給されます。

※翌年度以降に所得額が②を下回った場合は、改めて認定請求書の提出が必要となります。令和4年6月分(10月支給分)は令和3年中の所得での審査となります。

扶養親族等の数	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人(前年末に児童が生まれていない場合等)	622万円	833.3万円	858万円	1,071万円
1人(児童1人の場合)	660万円	875.6万円	896万円	1,124万円
2人(児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	698万円	917.8万円	934万円	1,162万円
3人(児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	736万円	960万円	972万円	1,200万円
4人(児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	774万円	1,002万円	1,010万円	1,238万円
5人(児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	812万円	1,040万円	1,048万円	1,276万円

問子育て支援課助成係 ☎042-497-2088

5月31日～6月6日は禁煙週間“たばこの健康影響を知ろう”

禁煙は、すべての人々に健康改善をもたらします

いつ禁煙を始めたとしても、「すぐに」そして「長期的な」健康上のメリットがあります。たばこのリスクを知ってやめたいと思ったとき、医療機関での禁煙治療や相談に一步踏み出してみませんか。市では、禁煙相談や禁煙外来治療費助成を行っています。

禁煙による健康改善

20分後	血圧と脈拍が正常値まで下がる。手足の温度が上がる。
8時間後	血中の一酸化炭素濃度が下がる。血中の酸素濃度が上がる。
24時間後	心臓発作のリスクが低下する。
数日後	味覚や嗅覚が改善する。歩行が楽になる。
1～9か月後	咳や喘鳴が改善する。気道の自浄作用が改善し感染をおこしにくくなる。
1年後	肺機能の改善がみられる。
数年～数十年後	虚血性心疾患、脳梗塞、肺がんのリスクが低下する。

参考：厚生労働省「e-ヘルスネット」

たばこによる健康被害

- ・心筋梗塞や脳卒中
- ・肺がん
- ・早産
- ・乳幼児突然死症候群
- ・低出生体重児
- ・小児ぜん息



妊婦さんや赤ちゃん、子どもたちをたばこの害から守るためにも、禁煙に取り組みましょう。

◆清瀬市受動喫煙防止条例～ポイ捨てや歩行喫煙は禁止です～

この条例は、喫煙及び受動喫煙による健康への被害を未然に防止し、次代を担う子どもたちをはじめ、市民の皆さまの健康増進を図ることを目的としています。引き続き、受動喫煙防止へのご協力をお願いします。

◆加熱式たばこも規制の対象

たばこ葉などを加熱して、ニコチンなどを含むエアロゾルを発生させて吸引するものを加熱式たばこといい、受動喫煙による健康への影響について注意が必要です(その他電子たばこも一部対象)。問健康推進課成人保健係 ☎042-497-2076

令和3年4月1日施行 清瀬市受動喫煙防止条例

受動喫煙から、大切な人・家族・自分自身を守りましょう

子どもの受動喫煙防止

市内の公私立保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校などの敷地に隣接する路上での喫煙を禁止します。

公共施設における喫煙の制限

市役所庁舎・学校・児童福祉施設・公園や広場などの公共施設の敷地内は禁煙です。(一部除外施設あり)

STOP **受動喫煙**

受動喫煙防止重点地区の指定

清瀬駅周辺、秋津駅周辺を重点地区と定め、終日喫煙を禁止します。

事業者や市民などが守るべき責務を規定

事業者は受動喫煙を避けるための環境整備に取り組むよう、市民の皆様は受動喫煙を生じさせないよう努めましょう。